

市民委員会資料  
令和4年5月12日  
総務部総務課

## 秋田市行政改革市民委員会について

本市における行政改革を推進するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、秋田市行政改革市民委員会を平成26年度から設置している。

### 1 市民委員会の役割

行政改革大綱の策定・推進に関し、意見・提言等を行う。

### 2 委員の任期

令和4年4月1日から2年間とする。

### 3 組織の構成

- (1) 市長が委嘱する委員10名以内で組織する。
- (2) 委員長および副委員長を置き、委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。
- (3) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### 4 令和4年度の会議開催予定

令和4年5月、8月、11月の計3回を予定している。

※開催予定は審議状況等により変更があり得る。

#### 秋田市行政改革市民委員会 委員名簿

石黒 尚哉	秋田青年会議所	副理事長
工藤 留美	のはらむら	代表
熊谷 嘉隆	公立大学法人国際教養大学	副学長
境田 未希	株式会社境田商事	取締役
佐藤 郁子	秋田ふき粉会	代表
高橋 慶	元市民100人会	
福田 廣美	連合秋田中央地域協議会	事務局長
水澤 聡	秋田商工会議所	専務理事

## 秋田市行政改革市民委員会設置要綱

平成26年3月20日  
市長 決 裁

### (設置)

第1条 本市における行政改革を推進するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、秋田市行政改革市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関し、必要な意見を述べ、又は提言を行う。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること
- (2) 行政改革大綱の推進に関すること。
- (3) その他行政改革に係る必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱する委員10名以内で組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に、委員長および副委員長を置き、委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

### (事務局)

第5条 委員会の事務局は、総務部総務課に置く。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。  
(秋田市行政改革推進市民委員会設置要綱の廃止)
- 2 秋田市行政改革推進市民委員会設置要綱（平成23年5月16日市長決裁）は、廃止する。